

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第一一号)(先

議)要旨

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成二十三年三月から五月までの間に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法等の特例を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、平成二十三年三月から五月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあつては平成二十三年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあつては、同月二十四日に統一する。

二、平成二十三年六月一日から同月十日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日について、それぞれ一に掲げる期日とすることができる。

三、都道府県又は指定都市の選挙の候補者となった者は、当該選挙区を含む区域で行われる市区町村の選挙

又はこれと同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができない。

四、統一地方選挙についての寄附等の禁止期間は、それぞれの選挙の期日の九十日前から当該選挙の期日までの間とする。

五、この法律は、公布の日から施行する。

六、統一地方選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数等を定めるに当たり、平成二十三年一月一日までに平成二十二年の国勢調査の結果による人口が公示されるに至らなかつた場合には、平成十七年の国勢調査の結果による人口によることができる。